

各都道府県 所有者不明土地法担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長

固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地所有者等関連情報の内部利用について

所有者不明土地の更なる増加が見込まれることに鑑み、所有者不明土地の利用についてより一層の円滑化を図るとともに、周辺の地域に深刻な悪影響を及ぼすことが懸念される所有者不明土地の管理の適正化を図り、併せてこれらの所有者不明土地対策に地域の関係者が一体となって取り組むことができる体制を整備するため、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 38 号。以下「一部改正法」という。）が令和 4 年 5 月 9 日に公布されており、民法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 24 号）に関する規定を除き、令和 4 年 11 月 1 日から施行されます。

一部改正法の施行により、都道府県知事及び市町村長は、一部改正法による改正後の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以下「法」という。）第 38 条第 1 項の規定による勧告を行うため当該勧告に係る土地の土地所有者等を知る必要があるとき又は法第 42 条の規定による請求を行うため当該請求に係る土地の土地所有者等を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、土地所有者等関連情報を内部で利用することができることとなり、又は求めに応じて他の市町村等に提供することとなります。これを受け、今後、法第 38 条第 1 項の規定による勧告若しくは法第 42 条の規定による請求（以下「勧告等」という。）を行おうとする部局（以下「勧告等担当部局」という。）又は勧告等を行おうとする国の行政機関の長等に対し情報を提供する部局（以下「情報提供担当部局」という。）が行う固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地所有者等関連情報の内部利用の取扱いについては、その適切かつ円滑な実施に向け、下記事項にご配慮いただくとともに、貴管内市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。

なお、このことについては総務省自治税務局とも協議済みであることを申し添えます。

記

1 内部で利用することが可能な情報について

都知事及び市町村長は、法第 43 条第 1 項の規定に基づき、都及び市町村の税務部局が地方税に関する調査等に関する事務に関して知り得た情報のうち、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報であって同項に規定する土地所有者等関連情報（具体的には、勧告等に係る土地の土地所有者等（納税義務者）の氏名又は名称、住所及び電話番号といった事項に限られる。）のうち不動産登記情報等として一般に公開されていないもの（以下「固定資産税関係土地所有者等関連情報」という。）について、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 22 条の守

秘義務に抵触することなく、勧告等に係る土地の土地所有者等の探索に必要な限度で、内部で利用することが可能である。

なお、不動産登記情報等、一般に公開されている情報については、従前どおり、地方税法第 22 条の守秘義務に抵触することなく、利用することが可能である。

2 内部で利用するに当たっての手續

都又は市町村の勧告等担当部局又は情報提供担当部局が固定資産税関係土地所有者等関連情報の提供を求める際には、書面により、勧告等に係る土地の地番その他当該土地の所在地を確認できる情報を税務部局に提供した上で提供を求めるなど、照会の方法を事前に税務部局と調整の上、行うものとする。

3 把握した情報の活用

1 により土地所有者等関連情報を勧告等担当部局及び情報提供担当部局が利用することができるのは、勧告等に係る土地の土地所有者等の探索に必要な限度においてである。

例えば、勧告等担当部局又は情報提供担当部局が、勧告等に係る土地に係る固定資産税の納税義務者本人に対し、当該土地の所有者を特定するため又は法第 43 条第 2 項に基づく情報提供の求めがあった場合に情報提供に係る同意を取得するための書面の送付等を行うために固定資産税関係土地所有者等関連情報を活用することは可能であるが、国又は地方公共団体以外の者に対し納税義務者本人の同意を得ずに納税義務者本人以外に固定資産税関係土地所有者等関連情報を漏らす行為は、土地所有者等の探索に必要な限度においての利用とは解されない。なお、正当な理由なく固定資産税関係土地所有者等関連情報を漏らす行為は、地方公務員法第 34 条第 1 項の守秘義務に違反することにも留意が必要である。